



Title	児童養護施設職員のバーンアウトに関する研究-職員支援にもとづく被措置児童等虐待防止の観点から-
Author(s)	加藤, 尚子, 益子, 洋人
Citation	明治大学心理社会学研究, 8: 1-15
URL	http://hdl.handle.net/10291/16566
Rights	
Issue Date	2013-03-26
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

[原 著]

児童養護施設職員のバーンアウトに関する研究 —職員支援にもとづく被措置児童等虐待防止の観点から—

加藤 尚子・益子 洋人

要 約

被措置児童等虐待の発生を防止する観点から、重要な指標の一つとなりうる職員のバーンアウトの予防と対策を検討するための基礎的資料として、児童養護施設職員のバーンアウトの現状を検討した。その結果、「個人的達成感」については27.54%がハイリスク群に該当し、他のヒューマンサービス従事者を対象とした先行研究との比較でも得点が2番目に高い結果となった。回答者の属性にもとづく一元配置分散分析の結果では、女性の方が「情緒的消耗感」が高く、経験年数では、若年群の方が「情緒的消耗感」と「脱人格化」が低く、「個人的達成感」が高いという結果となった。以上をふまえ、職員の経験年数によって「個人的達成感」を感じる内容が異なっている可能性があり、被措置児童等虐待の内容も異なる可能性が考えられた。今後、質的分析を通してより詳細な被措置児童虐待の内容を検討し、それをふまえ、経験年数等職員の状況に応じたバーンアウト予防と被措置児童等虐待を防止するための職員支援を検討していく必要があると考えられる。

キーワード：児童養護施設、被措置児童等虐待、バーンアウト

1. 問題の背景

(1) 児童虐待対応件数の増加と施設ケアが抱える課題～心理支援の必要性

児童虐待が社会的な問題として認識されるようになり久しい。児童虐待問題への対応は、社会制度をはじめとし、福祉・心理・教育等の各方面から、その防止や発生後の対応、支援、治療など、様々な取り組みがなされている。しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、統計を取り始めた1990（平成2）年度から一貫して増加し続けており、2010（平成22）年度には、

56,384件（福島県を除く）に及んだ。児童人口比にして、日本で暮らす子どもの実に300人に一人の子どもが虐待を受けていることになり、この問題への対応はまさに急務の社会的課題といえよう。

2000（平成12）年に制定された児童虐待の防止等に関する法律施行以後の虐待対応件数の急激な伸びや、警視庁による1999年からの統計では児童虐待による死亡事例は増加していないこと（内田、2009）、児童虐待の発件数と児童相談所の対応件数は同一ではないこと（田中、2011）、他にも

森田 (2006)、滝川 (2001) らの指摘をふまえると、安易に児童虐待の発生件数自体が増加したとは判断できない。古く子どもにまつわる歴史をたどれば、経済的困窮からの「くちべらし」、「人身売買」、「児童労働」、「子捨て」や、子育ての一貫としての「体罰」の容認など、子どもをめぐる人権侵害や暴力はひきもきらない。子どもへの虐待的扱いは歴史的には確実に減ってきていることを上野・野村 (2003) も指摘している。そのような俯瞰的観点から現在の状況をとらえれば、子どもに関する人権意識の高まりや、社会の成熟、子育て環境に特化した社会的環境の変化が、児童虐待の増加として認識されている一因ととることができよう。しかしながら、このことは児童虐待問題の深刻さや対応の必要性を減ずるものではなく、一見豊かな社会の中にある様々なひずみや生きづらさが、関係性の中での弱者となりやすい子どもという存在に特化して現れていると見ることができる。

2009 (平成21) 年度の児童相談所による児童虐待対応件数44,877件のうち、3,708人が児童福祉施設に措置され、そのうち約7割にあたる2,456人が児童養護施設に措置されている。その結果、現在児童養護施設で暮らす子どものうち、53.4%が被虐待児童となっており (厚生労働省, 2012)、現状では児童養護施設で暮らす子どもの半数以上が被虐待児で占められているという現状がある。

児童養護施設は戦後に孤児や浮浪児の保護を目的として設置され、そもそも被虐待児のような複雑な心的被害を受けた子どもを多く養育することを想定していない。そのため、専門的治療や養育を行えるような職員の人的配置や専門職の配置がなされてこなかった。しかしながら近年、被虐待児の増加に伴う養育の困難と児童養護施設の機能

に対する社会的要請から、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、個別対応職員、里親支援専門相談員などの配置や増員など、様々な人的・制度的拡充が相次いでいる。また、東京都は専門機能強化型児童養護施設を設置し、より手厚い治療的・専門的ケアの実施体制の整備している。そうした対応がなされてはいるものの、児童養護施設での養育における困難状況への対処としては十分とはいえず、職員の離職やバーンアウト、入所児童へのマルトリートメント (児童への不適切な対応) 等の問題が生じ、子どもの福祉が十分に保証されているとはいえない事態が継続している。

虐待を受けた子どもの心理的被害は、心的外傷体験と不安定なアタッチメント関係をその中核とする。これらの心理的被害への対応としては、生活の中での養育的関わりと心理療法などの専門的治療が重要となる。虐待による心的外傷からの回復やアタッチメント関係の修復を目的とした生活の中での心理的ケア、心理療法等の専門的心理支援は、物理的・心理的に安心できる安全な環境を土台として、はじめてその効果を発揮する。このような観点から鑑みれば、子どもの生活を支える大人を含めた生活環境が、安全で安心できる場であることは最重要の課題であるといえる。職員の離職が重なることや、バーンアウトなどの心理的疲労が重なり十分な物理的ケアや情緒的交流が保たれないこと、あるいはマルトリートメントなどによって子どもの生活の安全自体が脅かされる事態は、虐待による心理的被害からの回復を目指す過程においてきわめて深刻な問題であるといえよう。

(2) 被措置児童等虐待防止の制定と子どもへの否定的影響

虐待による心理的被害からの回復を営む場において、アタッチメント関係と対人関係の修復をはかる対象となる職員から暴力的行為を受けることは、その回復が図られないばかりか、さらなる心的外傷体験として、子どもの心をいっそう深く傷つけることになる。このような事態はあってはならないことであるが、残念ながら職員によるマルトリートメントは過去から現在に至るまで様々に起きている。こうした児童養護施設等の社会福祉施設や里親家庭などの社会的養護のもとで暮らす子どもへの、マルトリートメント防止の一方策として、2009年に児童福祉法第33条に被措置児童等虐待防止が制定された。「被措置児童等虐待」とは、①身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、②わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること、③心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等を行うこと、④著しい心理的外傷を与えること、等の行為をいい、発見したものの通告義務、通報に対する都道府県の確認と対応義務等が定められている。制度が設けられた2009年度からの3年間で、全国では届出・通告件数が583件、うち虐待の事実が認められた件数が144件、東京都では2009年から3年の間に、届出・通告件数が84件、うち虐待の事実が認められた件数が27件となっている。これらは都道府県の調査により被措置児童等虐待とみなされた件数であり、不適切な対応ではあるが被措置児童等虐待とまではいえないという事例は、届出・通行件数の中に多く存在する。また、その背後には、届出や通告に至らなかった事例も多く存在すると思われる。

実際に被措置児童等虐待は、長らく「施設内虐

待」と呼ばれ、1995年の千葉県の児童養護施設での職員による虐待事件や2009年の児童自立支援施設での事件など、しばしば社会の耳目を集めてきた。日本トラウマティックストレス学会においても、2008年の第7回大会シンポジウムにおいて「施設内虐待」がテーマとして取り上げられており、社会的にも学術的にもその問題性は強く認識されているところである。また、以上の「施設内虐待」と称し論じられている内容から、被措置児童等虐待と施設内虐待とはほぼ同義であることがわかる。

虐待などにより社会的養護のもとで暮らすことになった子どもにとって、児童福祉施設や里親家庭は最後の砦であり、その場が物理的・心理的に安心できる安全な生活環境であることは、子どもの福祉の最低限の条件であるといえよう。被措置児童等虐待が社会的養護の場において生じることは、回復と成長のために必要な安全な環境と安心できる関係が保証されないばかりでなく、さらなる暴力にさらされることで子どもが外傷体験を重ね不信を深めることであり、それにより受ける傷の深さは一層深刻である。

(3) 被措置児童等虐待の発生要因とバーンアウトとの関連

被措置児童等虐待が発生する要因には、職員の労働環境の過酷さによるストレスや疲労（津崎、2009）、知識と技術の不足、養育観の不足（西澤、2009）あるいは暴力を引き起こしやすい子どもの特性など（森田、2006）などの要因が指摘されている。これらは、①勤務態勢などの労務的要因、②虐待者の個人的要因、③子どもの特性要因とまとめることができる。また、筆者は自治体の委員として、被措置児童虐待が制定されて以降現在に至るまでのべ100件以上の被措置児童等虐待の案

件について審議してきた。厚生労働省等から公表された資料とこれらの経験から、上述の3要因に加え、④養育風土などの組織的要因、⑤職員関係やサポート体制などの集团的要因、⑥マネジメント等の組織的要因なども、被措置児童等虐待が生じるリスク要因としてあるものと推察している。しかしながらこれらの発生要因に関する考察は経験的な指摘に留まっており、研究的な手法を用いた実証的検証の段には至っていない。問題の性質上、その内容の分析には様々な障壁と困難が伴うが、今後の研究上・実践上の重要な課題である。

虐待を防止し養育の質の向上を図るためには、子どもの養育にあたる職員やその職員を支える組織が支援されることが重要であることは、虐待の発生機序の観点からも異論のない点であろう。被措置児童等虐待の発生要因の把握と防止への対策を検討するにあたっては、発生後の調査や指導・監督を強めていくという管理的な対応のみでなく、困難の多い社会的養護の実践にあたっている施設や職員、里親を支援するという観点から行われることが重要である（加藤，2013）。

その中でも、職員のバーンアウトは、被措置児童等虐待の発生と深いつながりがあると思われる。Maslach & Jackson (1981)によれば、バーンアウトとは「人を相手に働く過程で、情緒的な資源が疲弊し、クライアントに対して否定的で冷淡な態度や感情が起きる。さらに自分自身を、特にクライアントとの関係において否定的に評価するようになる現象である」と定義されている。そして、「情緒的消耗感 (Emotional exhaustion)」「脱人格化 (Depersonalization)」「個人的達成感 (の減退) (Personal accomplishment)」の3因子から構成される Maslach Burnout Inventory (MBI)

を開発した。

Freudenberger (1977) は、子どもとの関わりの中でケアワーカーの中によみがえる自分自身の子どもの頃の感情がバーンアウトへとつながる危険性を指摘している。対人援助業務において、クライアントに対して情緒的な支援を提供しにくく、否定的で冷淡な態度や感情が起きやすくなる状態は、マルトリートメントの危険性を高めるといえよう。特に子育てにおいては、情動調律などの養育者からの感情移入や情緒的一体感にもとづく働きかけが重要となるが、バーンアウトの下位概念である情緒的消耗感の高まりは、共感性の低下を引き起こし、こうした感情労働が行われにくくなることを意味し、その否定的影響は一層大きいといえる。藤岡 (2005) も解離とバーンアウトとの関係性を示唆しているように、脱人格化の高まりは、クライアントへの無情で非人間的な対応へとつながり易くなることを意味し、バーンアウトの状況は被措置児童等虐待を防止していくために重要な指標となるといえよう。

藤岡 (2004, 2005) は、施設内虐待の予防のためには対人援助職への支援が必要であると述べている。児童養護施設職員を対象としたバーンアウトの研究は、積・横山 (2003)、宮地 (2011) によるものや、藤岡 (2004, 2005, 2006, 2007, 2011, 2012) による二次的トラウマティックストレス (STS) や共感疲労との関連による一連の研究がある。

関・横山 (2003) は、研修を通じたバーンアウトの予防を試み、その結果を質的に分析している。宮地 (2011) は、バーンアウト尺度を用いて離職をバーンアウトとの関係から検討し、離職理由から児童養護施設の職員のバーンアウトについては精神的・身体的に疲弊困憊し燃え尽きた結果離職

するという古典的なバーンアウトモデルにはあてはまらず比較的健康的に離職を選択していると述べている。しかしながら、児童養護施設職員の平均勤続年数が9.8年であるということや、「5～10年未満」が21.7%、「1～3年未満」が18.8%と10年以下の職員が全体の約4割を占める（全国社会福祉協議会、2008）ことなどを考え合わせると、結婚や転職などといった一見健康的に見える離職理由も、その背景には断続勤務や長時間労働など家庭生活と両立し得ない勤務体制や、養成課程修了後数年で退職することを前提とした給与体制などを背景に、はじめから生涯を賭す職業として児童養護施設職員を選んでいないため、比較的安易に退職が選ばれている結果であるとも解釈できる。

藤岡は、特定の児童養護施設を対象とし二次的トラウマティックストレスと共感疲労との関連から職員のバーンアウトについて検討し、勤務年数6年から10年にあたる職員のバーンアウトリスクが高いこと、そこを乗り越えるとバーンアウトリスクが低下すること（藤岡、2004）、バーンアウトが起きてくる前に共感性疲労が高くなること（藤岡、2006）、被受容感情が低ければ脱人格化の傾向が高くなること、バーンアウトリスクが高まれば家族に対して三次的トラウマティックストレスを与える可能性が高まること、養護方針の不一致はバーンアウトリスクを高い方向に導く可能性があること（藤岡、2007）などを見いだしている。以上の研究は、職員支援の観点から子どもへのケアの質とバーンアウトとの関係について先鞭をつける優れた研究であるといえる。しかしながら、1カ所ないし2カ所という特定の児童養護施設での調査をもとにしており、その施設の特性が結果に大きく影響を与えている可能性は否定できない。対象を広げて児童養護施設一般のバーンアウトの

状況を検討することが必要である。

子どもを対象とし、支援内容における感情労働の重要性が占める割合が高い児童養護における養育支援において、その質を保つために職員のバーンアウトを予防し対応策を検討していくことは重要である。バーンアウトにおける脱人格化がクライアントへの無慈悲な取り扱いに影響する可能性を鑑みると、職員のバーンアウト予防と対策はいっそう重要となろう。以上をふまえ本研究では、子どもの最低限の福祉を保証する被措置児童等虐待の発生を防止する観点から、その重要な指標の一つとなりうる職員のバーンアウト予防と対策を検討するための基礎的資料として、複数の施設を対象とした児童養護施設におけるバーンアウトの現状を把握することを目的とする。

2. 方法

(1) 目的

被措置児童等虐待の発生を防止する観点から、その重要な指標の一つとなりうる職員のバーンアウト予防と対策を検討するための基礎的資料として、複数の施設を対象とした児童養護施設におけるバーンアウトの現状を把握することを目的とする。

(2) 方法

1) 対象と調査時期

調査対象者は、全国27の児童養護施設職員374名である。実施期間は、2006年3月～2007年7月である。職員の勤務する寮舎形態、性別、年齢構成、経験年数は、表1のとおりである。

2) 調査手続き

研究者が参加している研究会の施設心理士と知り合いの施設長らを通して、施設に対する調査を

依頼した。内諾が得られた施設に対して、研究の趣旨と依頼文、質問紙を送付し、施設ごとに郵送法にて回収した。個々の解答用紙は無記名とし、施設内で回答者が特定されることのないよう配慮した。回収後は、施設および個人が特定されることのないよう、続き番号を割り振り数値化した後、回答用紙は破棄した。

3) 内容

バーンアウト尺度（久保・田尾，1992）を使用した。それに、分析する際の補足的資料として用いることを意図して、ストレスと支えに関する自由記述2項目：「仕事の中で現在最も強くストレスを感じていることは何か」「仕事の中で現在最も支えになっていることは何か」を加えたものを調査質問紙として使用した。

フェイスシートにおいて、年齢、性別、経験年数、寮舎形態、心理コンサルテーションを受けた

回数を質問した。職員の経験年数については過去の調査において用いられている区分を参考にした。欠損値が3つ以上あるものについては分析から除外し、2つ以下のものについては平均値による欠損値の置き換えを行った。分析には、SPSS for Mac19.0Jを使用した。

3. 結果

(1) バーンアウト尺度の因子分析結果

バーンアウト尺度にあたる項目を因子分析（最尤法・プロマックス回転）した成果は、Maslack & Jackson (1981) ならびに久保・田尾 (1992) らによる結果と同じく、「情緒的消耗感 (emotional exhaustion = EE)」「脱人格化 (depersonalization = DP)」「個人的達成感 (personal accomplishment = PA)」の3因子が抽出された。

表1 調査対象者の属性（人数）

寮舎形態	小舎	中舎	大舎	GH			
	156	49	67	74			
性別	男性		女性				
	127		135				
年齢	21～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51歳～
	97	77	49	36	24	33	45
経験年数	1年未満	1～2年	3～5年	5～10年	10年以上		
	50	60	76	51	124		

表2 全調査対象者におけるバーンアウト得点の自己診断

	情緒的消耗感		脱人格化		個人的達成感	
	N	割合 (%)	N	割合 (%)	N	割合 (%)
まだ大丈夫 (40%以下)	225	60.16	218	58.29	104	27.81
平均的 (40%～60%)	75	20.05	74	19.79	53	14.17
注意 (60%～80%)	26	6.95	36	9.63	96	25.67
要注意 (80%～95%)	28	7.49	24	6.42	68	18.18
危険 (95%以上)	11	2.94	15	4.01	35	9.36

(2) 自己診断表にもとづくバーンアウトリスクと他職種との比較

田尾・久保(1996)による自己診断表にもとづいて、児童養護施設職員のバーンアウト尺度各下位尺度得点の結果を各群に振り分けた。結果を表2に示す。その結果、「情緒的消耗感」得点では、「まだ大丈夫」群が60.16%、「平均的」群が20.05%、「注意」群が6.95%、「要注意」群が7.49%、「危険」群が2.94%であった。「脱人格化」得点では、順に58.29%、19.79%、9.63%、6.42%、4.01%であった。「個人的達成感」得点では、順に27.81%、14.17%、25.67%、18.18%、9.36%であった。

本研究における児童養護施設職員のバーンアウト尺度得点について、長谷部・中村(2005)を参考に、他のヒューマンサービス従事者を対象とした先行研究との比較を行った。先行研究及び本研究におけるバーンアウト尺度各下位尺度平均得点を表3に示す。その結果、「情緒的消耗感」得点は、看護師>教師>児童養護施設職員>知的障害施設職員、の順であった。「脱人格化」得点は、教師>看護師>知的障害施設職員>児童養護施設職員、の順であった。「個人的達成感」得点は、教師>社会福祉士>社会福祉従事者>知的障害施設

職員>児童養護施設職員>看護師、の順であった。

(3) 回答者の属性とバーンアウト尺度についての分析

回答者の属性によって、バーンアウト尺度の下位尺度の平均値に差異がみられるかを検討するため、回答者の属性を独立変数、下位尺度得点を従属変数とする一元配置分散分析を行った。その結果、寮舎形態の主効果は、「情緒的消耗感」、「脱人格化」、「個人的達成感」いずれにおいても有意ではなかった(表4)。

性の主効果は、「情緒的消耗感」において有意であり($F(1,360) = 8.67, p < .01$)、女性の得点が高かった(表5)。

年齢の主効果は「個人的達成感」において有意であった($F(6,354) = 3.32, p < .01$)。Tukey法による多重比較の結果、「21歳～25歳」群は「46歳～50歳」群、「51歳以上群」よりも得点が高かった(表6)。

経験年数の主効果は「情緒的消耗感」、「脱人格化」、「個人的達成感」すべてにおいて有意であった(それぞれ $F(4,356) = 2.89, p < .05$; $F(4,356) = 2.50, p < .05$; $F(4,356) = 5.17, p < .001$)。Tukey法による多重比較の結果、「情緒的消耗感」において、

表3 バーンアウト尺度の平均得点の先行研究との比較

著者(年)	対象(N)	バーンアウト尺度		
		情緒的消耗感	脱人格化	個人的達成感
久保ら(1994)	看護師(976)	3.42	2.18	2.43
伊藤(2000)	小・中学校教師(208)	3.07	2.43	3.07
藤野(2001)	社会福祉従事者(2801)	2.60	1.69	2.76
清水ら(2002)	社会福祉士(669)	2.51	1.86	2.80
長谷部ら(2005)	知的障害施設職員(997)	2.79	1.92	2.69
本研究	児童養護施設職員(374)	2.86	1.91	2.54

伊藤(2000)は、三件法データを五件法に換算した。

久保ら(1994)、藤野(2001)は属性データの平均値から換算した。

表4 寮舎形態ごとのバーンアウト下位尺度の平均，標準偏差，分散分析の結果

	小舎 ① N=156	中舎 ② N=49	大舎 ③ N=67	GH ④ N=74	F値
情緒的消耗感	14.62 4.49	13.12 4.72	14.16 4.45	14.75 4.23	1.67 n. s.
脱人格化	11.51 4.52	10.83 3.85	10.79 3.86	12.32 4.49	1.88 n. s.
個人的達成感	15.07 4.14	16.08 4.72	14.50 3.88	15.10 4.17	1.42 n. s.

下段はSD。

表5 性別のバーンアウト下位尺度の平均，標準偏差，分散分析の結果

	男性 N=127	女性 N=235	F値
情緒的消耗感	13.42 4.64	14.84 4.25	8.67 **
脱人格化	11.55 4.51	11.44 4.24	0.05 n. s.
個人的達成感	14.90 3.84	15.26 4.35	0.60 n. s.

**: $p<.01$ 。下段はSD。

表6 年齢ごとのバーンアウト下位尺度の平均，標準偏差，分散分析の結果

	21～25歳 ① N=97	26～30歳 ② N=77	31～35歳 ③ N=49	36～40歳 ④ N=36	41～45歳 ⑤ N=24	46～50歳 ⑥ N=33	51歳～ ⑦ N=45	F値
情緒的消耗感	14.44 4.36	15.31 4.24	14.84 4.56	13.96 4.89	12.96 3.43	13.95 4.62	13.36 4.57	1.58 n. s.
脱人格化	10.78 3.70	11.47 4.07	12.10 4.72	11.89 4.16	12.38 4.81	11.82 4.90	11.31 4.33	0.86 n. s.
個人的達成感	16.39 4.14	15.27 3.74	15.41 4.21	14.37 3.65	13.92 4.44	13.89 4.05	13.91 4.62	3.32 ** ①>⑥*, ①>⑦*

**: $p<.01$, *: $p<.05$, ()内はSD。

「1年未満」群は「5～10年」群よりも得点が低かった。「脱人格化」において、「1年未満」群は「10年以上群」よりも得点が低かった。「個人的達成感」において、「1年未満」群や「1～2年」

群は「10年以上」群よりも得点が高かった(表7)。心理コンサルテーション回数の主効果は、「情緒的消耗感」, 「脱人格化」, 「個人的達成感」いずれにおいても有意ではなかった(表8)。

表7 経験年数ごとのパーンアウト下位尺度の平均、標準偏差、分散分析の結果

	1年未満 ① N=50	1~2年 ② N=60	3~5年 ③ N=76	5~10年 ④ N=51	10年以上 ⑤ N=124	F値
情緒的消耗感	13.05 4.39	14.71 4.19	14.66 4.52	15.77 4.22	13.93 4.80	2.89 * ④>①*
脱人格化	9.81 2.98	11.42 4.28	11.47 4.12	12.02 3.93	11.48 4.95	2.50 * ⑤>①*
個人的達成感	16.76 4.01	15.80 4.01	15.50 3.80	15.21 4.10	13.95 4.28	5.17 *** ①>⑤***; ②>⑤*

***: $p < .001$, *: $p < .05$ 。下段はSD。

表8 心理コンサルテーションの回数ごとのパーンアウト下位尺度の平均、標準偏差、分散分析の結果

	0回 ① N=40	1回 ② N=39	2~3回 ③ N=49	4~6回 ④ N=26	7回以上 ⑤ N=190	F値
情緒的消耗感	13.43 4.19	13.47 4.14	14.22 4.74	15.60 4.60	14.58 4.50	1.41 n.s.
脱人格化	10.83 3.82	10.10 3.89	11.18 4.69	12.69 4.50	11.83 4.41	2.04 n.s.
個人的達成感	15.47 4.39	15.79 4.22	15.56 4.42	14.81 4.47	15.13 4.35	0.33 n.s.

下段はSD。

4. 考察

(1) 自己診断表にもとづくパーンアウトリスクと他職種との比較について

田尾・久保(1996)によるパーンアウト尺度では、看護師976名のバーアウト3因子の得点分布から各得点の標準得点を求め、それにもとづいて看護師全体の中での相対的位置を推定した自己診断表が作成されている。パーンアウトリスクの高い「要注意」群と「危険」群(あわせてハイリスク群と呼ぶ)は、上位20%が設定されている。この指標に児童養護施設職員の状況を照らし合わせると、「情緒的消耗感」については10.43%、「脱人格化」については10.43%、「個人的達成感」については27.54%がハイリスク群に該当するとい

う結果となった。「情緒的消耗感」と「脱人格化」については要注意群、危険群の域には達している人は少ないものの、「個人的達成感」が減退している人々は非常に多いことがわかる。また、職種によって感じる困難感の内容が異なることが推察される。児童養護施設職員のやりがいとして、「利用者の援助・支援や生活改善につながること」、「自分が成長している実感があること」が高い反面、「利用者やその家族に感謝されること」は著しく低いといったことが確認されている(全国社会福祉協議会, 2008)。本研究の結果からは、「個人的達成感」が感じられにくくなっている要因についてこれ以上確認することはできないものの、子ども本人やその家族から感謝されることが少ないこ

とが、職員が個人的達成感を感じにくくなっている一つの要因であることは推察できよう。また、看護と比較して子どもの養育は長い時間と深い関係性の構築が必要となるためその成果が見えにくいこと、職員個人の成長や力量を評価する客観的指標や組織内の仕組みに乏しいこと等も理由としては考えられよう。深刻な心的外傷と愛着のこじれを抱えた子どもが増加している現状では、職員が費やす労力と比較して、なかなか子どもの状態が改善されないということも達成感を感じにくくしている一因として考えられる。

「情緒的消耗感」は、Maslac & Jacson (1981)らによってパーンアウトの第一の成分として位置づけられ、パーンアウト尺度の中核をなす因子である。田尾・久保(1996)も、「情緒的消耗感」はパーンアウトの端緒であり、要注意以上の領域に「情緒的消耗感」が入っていた場合、仕事への関与をなるべく減らし仕事以外のことに関心を向けるなどの適切な対処が取れないと、「脱人格化」や「個人的達成感」も要注意領域に到達する可能性が高いとしている。荻野ら(2005)は、脱人格化は時間を経て個人的達成感に影響するとの結果を示しており、対人援助職の仕事の質の低下をもたらす脱人格化への介入、援助を、長期にわたって行うことが重要であると指摘している。以上の指摘をふまえると、児童養護施設職員に多くなっている「個人的達成感」の減退は、パーンアウトの最終局面であるとみなすこともできる。このように考えると、「情緒的消耗感」や「脱人格化」の割合が少ないからといって、児童養護施設職員のパーンアウトリスクが低いとは安易に結論づけることはできず、今後こうしたプロセスの観点をふまえた分析が必要とされよう。

(2) 職員の属性にもとづく分析結果について

今回の調査では、寮舎形態によりパーンアウトの状況に差は見られなかった。一般的には、グループホームなど生活集団の単位が小さいほど、勤務体制などの労務的条件が厳しくなり、子どもと職員との関係性もいったん困難な状況に陥った場合に互いに逃げ場がなくなるため修復が難しくストレスも高まるといわれているが、パーンアウト尺度との関連からは、そうした言説を支持する結果は確認できなかった。しかしながら現場では、社会的養護のあり方として施設の小規模化が推進されており、GHの設置を後押しする政策が次々と設けられ、ファミリーホーム等新しい小規模型社会的養護の形態も登場している。こうした流れの中で、小規模化に伴い職員の負担が増加するという言説は根強く支持されており、今後調査対象を拡大するなどして、グループホームなどの小規模な社会的養護体制のどのような点がより負担が高くなるのか、さらなる多角的な調査が必要であろう。

性別では、女性の方が「情緒的消耗感」を高く経験しているという結果が得られた。女性の方が情緒的消耗感を高く経験している背景には、施設の中に存在する性的役割分業との関係も一つの要因として考えられる。施設によっては、女性職員のことを「おねえさん」と呼び、食事や生活介助などのいわゆる身の回りの世話を仕事の中心にすえ、男性職員のことを「先生」と呼び、子どもの「指導」や外部や関係機関との関係調整などいわゆるソーシャルワーク的な業務を担当する、というように、性別によって明らかにその役割や業務を分けているところもある。ここまで極端ではないものの、ジェンダー意識の強い日本において職員個人が持つ性的役割分業観が、家庭生活と近い

働きを仕事として行う施設ケアの中で知らず知らずのうちに反映されている可能性は否定できないだろう。子どものぐずりや甘えを受けとめるといった養育的行動から怒りやパニックなどの問題行動への対応など、幅広い子どもの情緒的表出に対して情緒的に応答するといういわゆる「感情労働」の負担が、役割として女性職員に大きく比重がかかっている可能性があり、このことが「情緒的消耗感」の高さに影響する一つの要因となっている可能性が考えられる。児童虐待やDVなどが生じる背景には、こうしたジェンダー意識が家庭内の地位の差や暴力とつながり生じている場合もある。問題が山積している児童養護のケアの中で、ジェンダーの観点からの職員間の役割分業による影響は従来あまり着目されてこなかったものの、子どもの代替養育者である職員や職員集団がどのような性的役割分業意識にもとづき子どもへの養育にあたっているかは、子どもへのケアの質や虐待の連鎖を防止する重要な観点の一つとなる。性別による施設内ケアの役割の違いなどに着目した調査・分析を通して、この点については今後さらに検討していく必要があるだろう。

年齢では、21歳から25歳の若年群の方が、46歳以上の熟年群と比較して、「個人的達成感」を高く経験しているという結果となった。全国社会福祉協議会（2008）の調査では、年齢が若い児童養護施設職員の業務経験年数が低い層は「自分が成長している実感があること」の割合が高いことがわかっており、このことが「個人的達成感」の高さにつながっている可能性が考えられよう。年齢的に見れば、21歳～25歳はいわゆる短期大学や大学などの養成校を卒業してすぐの年齢にあたり、苦勞しながらもまだまだ仕事に希望ややりがいを感じている年齢であると推察される。一方で、

46歳以上の熟年群は一般的に考えればまさに専門職としての円熟期を迎える年齢であると考えられ、その年代の職員の「個人的達成感」の低さは気になることである。施設養護における養育論が未だ十分に理論化されていないことはかねてから問題として指摘されており（加賀美, 2008）、既に述べた子どもや家族からの感謝が感じられないことに加え、こうした理論的背景や養護目標の不存在は自己の能力や経験を客観的な指標に照らし合わせ自覚したり評価されたりすることの障害となる。このような指標のなさが、経験を積むことでかえって「個人的達成感」の減退へとつながっている可能性も考えられる。また、施設職員が働いている環境の多くは職員数が30～100名に満たない小規模事業所であり、組織の規模やシステムが影響している可能性についても検討が必要であろう。

経験年数では、経験年数1年未満の職員の方が経験年数10年以上の職員よりも「脱人格化」が低く、「個人的達成感」を高く経験していた。経験年数1～2年の職員も、経験年数10年以上の職員と比べて、「個人的達成感」を高く経験していた。また「情緒的消耗感」も、経験年数5年～10年の職員と比べ、経験年数1年未満の職員の方が低かった。以上の結果から、経験年数が少ないほどやりがいや達成感を感じている傾向が高くバーンアウトのリスクが低いこと、経験年数が10年以上の職員の方がやりがいや達成感を感じにくく脱人格化の傾向も高いこと、経験年数が5～10年の職員にバーンアウトの主症状といわれる「情緒的消耗感」が強く感じられていることがわかった。5～10年の職員にバーンアウトの主症状である「情緒的消耗感」が高く経験され、10年以上の職員に「個人的達成感」の減退と「脱人格化」が高

く経験されている、というのは、前述の田尾・久保（1996）や荻野ら（2005）のバーンアウトにいたるプロセスとも合致する。5～10年の職員を対象の中心として、早い段階での「情緒的消耗感」への対処を図る必要があると言えよう。

(3) 被措置児童等虐待防止の観点から、今後の展望

被措置児童等虐待を行った職員の状況は、表9の通りである。実務経験年数でみると、被措置児童等虐待を行ったのは、5年未満の職員が全体の約半分を占めている。前述のとおり、5年以下の職員が全体の32.5%を占める（全国社会福祉協議会、2008）という児童養護施設職員の経験年数構成と照らし合わせると、5年未満の職員が被措置児童等虐待を行う率は高く、被措置児童等虐待を防止するにあたっては養育技術が未熟で経験の浅い職員への支援を充実させて行く必要がある。

5～10年未満の実務経験年数の職員は全体の21.7%（全国社会福祉協議会、2008）であることと合わせ、「情緒的消耗感」の減退が高い5～10年の職員においても約2割の被措置児童等虐待が起きており、少なくとも経験年数10年未満の職員においては、経験を経ることが必ずしも被措置児童等虐待を起しにくくするともいえない。「情緒的消耗感」の減退は、共感性の低下を引き起こし感情労働が行われにくくなるため、養育の質の低下を招く。また、この段階で対処しておかない

と、より深刻な被措置児童等虐待に結びつきやすいと思われる「脱人格化」へと進展する危険があり、10年以上の職員に「個人的達成感」の減退と「脱人格化」が高く経験されていることと合わせて、経験年数が一定以上の職員においてもこうした心理的負担が被措置児童等につながる可能性は十分にある。

バーンアウトとの関連では、経験年数が少ない職員は、自分が成長していると実感できている人の割合が高く仕事のやりがいともいえる「個人的達成感」は高く経験されている。そのことと考え合わせると、いわゆる「熱意はあるが適切な養育方法や養育技術が獲得されていない」可能性も考えられる。この点からも、経験年数が少ない職員を対象として、養育理念や具体的な養育技術に関する研修などの支援を行っていく必要がある。また、被措置児童等虐待の発生率は低いものの、バーンアウトの結果からは経験年数の高い職員に「個人的達成感」の減退や「脱人格化」など、気になる指標が高くなっていることがわかった。経験を積んだ職員が自己の能力の成長以外に「個人的達成感」を感じることができるよう様々な環境整備や支援が必要である。

以上をふまえると、実務経験年数によって被措置児童等虐待の内容や生起状況が異なる可能性も考えられる。つまり、職員の経験年数などの属性やおかれた状況によって、被措置児童等虐待の生

表9 被措置児童等虐待における職員の实務経験年数について

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	合計
平成21年	44	19	10	5	3	81
平成22年	31	11	14	5	3	64
平成23年	31	16	18	11	3	79
合計	106	46	42	21	9	224
構成割合	47%	21%	19%	9%	4%	100%

起状況や内容、深刻さが異なる可能性も考えられ、今後は質的研究も含めそうした観点からの検討を詳細に行っていくことが求められる。そしてその成果を、それぞれに適した支援として提供していく必要があるといえよう。

【引用文献】

Freudenberger, H.J. (1977), Burnout: Occupational hazard of the child care worker. *Child Care Quarterly*, 56, 90-99.

藤岡孝志 (2004). 対人援助職のバーンアウトと二次的トラウマティックストレスに関する研究 日本社会事業大学社会事業研究所年報 (40), 13-29.

藤岡孝志 (2005). 対人援助職の二次的トラウマティック・ストレスと解離に関する研究 日本社会事業大学研究紀要 52, 149-163.

藤岡孝志 (2006). 福祉援助職のバーンアウト、共感疲労、共感満足に関する研究—二次的トラウマティックストレスの観点からの援助者支援 日本社会事業大学研究紀要 53, 27-52.

藤岡孝志 (2007). 児童福祉施設における職員の「共感満足」と「共感疲労」の構造に関する研究 日本社会事業大学研究紀要 54, 75-116.

藤岡孝志 (2011). 共感疲労の観点に基づく援助者支援プログラムの構築に関する研究 日本社会事業大学研究紀要 57, 201-237.

藤岡孝志 (2012). 「共感疲労の最適化水準モデル」とファンクショニング概念の構築に関する研究 日本社会事業大学研究紀要 58, 171-220.

長谷部慶章・中村真理 (2005). 知的障害施設職員のバーンアウト傾向とその関連要因 特殊教育研究, 43 (4), 267-277.

加賀美尤祥 (2008). 社会的養護の担い手の課題

と展望—養育論形成の序に向けて 社会福祉研究, 103, 38-46.

加藤尚子 (2013). 被措置児童等虐待の予防と対応, 『はじめての里親・施設での子どもの養育・支援／第4 巻子どもの権利擁護と里親家庭・施設づくりと養育・支援する人づくり』 松原康雄編著, 明石書店 (印刷中)

厚生労働省 (2012). 社会的養護の現状について (参考資料) 平成24年4月 厚生労働省 (http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf)

厚生労働省 (2011). 社会的養護の課題と将来像 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ資料, <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001j8zz-att/2r9852000001j91g.pdf>

Maslac, C., & Jackson, S.E. (1981). Measurement of experienced burnout. *Journal of Occupational Behavior*, 2, 99-113.

宮地菜穂子 (2011). 児童養護施設におけるケア職員の離職の意思形成に至る要因 子ども家庭福祉学 (10), 23-34.

森田喜治 (2006). 児童養護施設と被虐待児—施設内心理療法からの提言, 創元社

森田ゆり (2006). 子どもが出会う犯罪と暴力—防犯対策の幻想, 日本放送出版協会

西澤哲 (2009). 社会的養護における不適切な養育—いわゆる『施設内虐待』の全体像の把握の試み 子どもの虐待とネグレクト, 11 (2) 号, 145-153.

荻野佳代子・稲木康一郎・瀧ヶ崎隆司 (2005) 対人援助職のバーンアウトプロセスに関する縦断的研究 経営行動科学, 18 (1), 1-9.

- 積みどり・横山恭子（2003）. 児童養護施設に従事する援助者のバーンアウト予防の試み 上智大学心理学年報 27, 87-94.
- 田尾雅夫・久保真人（1992）. バーンアウトの測定 心理学評論, 35（3）, 361-376.
- 田尾雅夫・久保真人（1996）. バーンアウトの理論と実際, 誠信書房
- 滝川一廣（2001）. こころに掛かっていること, nada いなだ編『〈こころ〉の定点観測』岩波書店, 175-89.
- 田中理絵（2011）. 社会問題としての児童虐待：子ども家族への監視・管理の強化 教育社会学研究 88, 119-138.
- 津崎哲雄（2009）. この国の子どもたち—要保護児童社会的養護の日本的構築 大人の既得権益と子どもの福祉, 日本加除出版
- 上野加代子・野村知二（2003）. 〈児童虐待〉の構築—捕獲される家族, 世界思想社
- 内田良（2009）. 児童虐待の発生件数をめぐるパラドクス 愛知教育大学教育実践総合センター紀要, 12, 269-277.
- 全国社会福祉協議会（2008）. 社会福祉施設の人材確保・育成に関する調査報告書

Research on Burnout Risk on Residential Social Workers at Children's Home: Preventing of Institutional Child Abuse Based on Providing Support for Residential Social Workers

Shoko KATO, Hirohito MASHIKO

ABSTRACT

From the perspective of preventing the occurrence of institutional child abuse, inasmuch as burnout is likely one important index for such abuse, investigation was made of the current state of burnout among residential social workers of children's homes, for use as basic material for investigation of employee burnout and related response policies. As one result, persons with "personal accomplishment" were 27.54%, and were attributed to a high-risk group; compared with human services workers in previous research, their results showed the second-highest scores. As results of a one-way analysis of variance based on respondent attributes, women had higher "emotional exhaustion" ; regarding years of experience, the younger group had lower scores for "emotional exhaustion" and "depersonalization," while this group had a significantly higher score for "personal accomplishment." Based on the above, there is a possibility that as workers have longer experience, the contents of their feelings of "personal accomplishment" change, and it was thought that the elements of institutional child abuse might also change. Necessary hereafter will be more detailed analysis of the elements of institutional child abuse through qualitative analyses, and, based on these, investigation of support for workers that will serve to protect from burnout and prevent institutional child abuse.

Key word : children's home, institutional child abuse, burnout